

リスク管理基本方針

第1条（基本原則）

1. 基本的な考え方

- （1）フルサト・マルカホールディングス（以下「当社」という。）は、コンプライアンスを重視し、当社グループにおける業務の有効性および効率性、ならびに財務報告の適正性を確保するために必要な法務省令等で定める体制を整備し、当社グループを取り巻く様々なリスクの状況を把握、管理する。
- （2）当社グループを取り巻く様々なリスクの把握、管理を行うことを目的としたリスク管理規程を定め、社長の下にリスク管理委員会を設置する。

2. リスクの定義

リスクとは、組織にとって不利な影響を与える不確実性をいう。

3. リスク管理の定義

リスク管理とは、リスクが顕在化する前に、その発生の可能性や影響を全社的視点で合理的かつ最適な方法で管理して損失を未然に防ぐことで、企業価値を高める活動をいう。

第2条（目的）

当社グループのリスク管理の目的を以下に定め、業務の有効性および効率性、ならびに財務報告の適正性を確保する。

- （1）継続的かつ安定的な事業の継続
- （2）実効的な内部統制システムの運用、不正リスク抑止によるステークホルダーの信頼性確保、向上（レピュテーションリスクの回避）、損失の回避
- （3）社員およびその家族の安全確保、健康確保
- （4）会社資産の保全
- （5）企業価値の向上

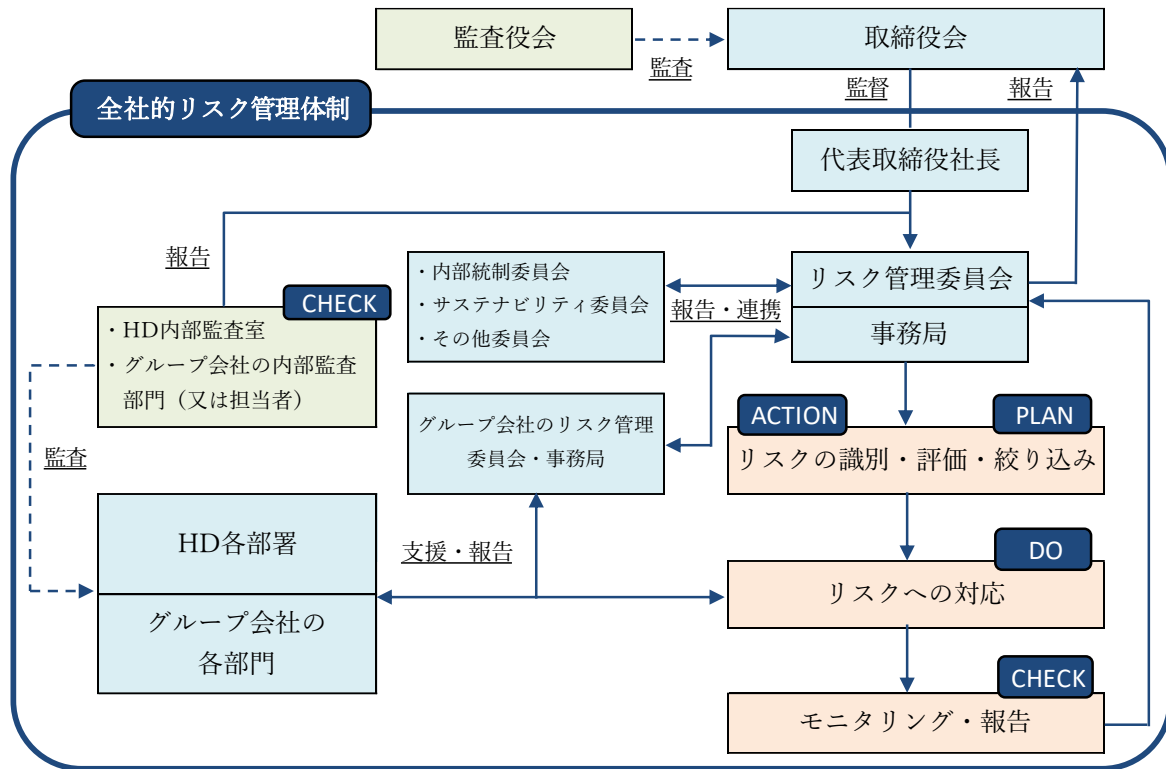
第3条（リスク管理行動指針）

当社グループのリスク管理に係る行動指針を以下のとおり定め、適切なリスク管理の推進に努める。

- （1）継続的なリスク管理に取り組み、リスク対応力の強化、企業価値の向上に努める。
- （2）社会的な要請をリスク管理に反映させ、リスク管理の拡充に努める。
- （3）リスク管理についての教育や訓練等を行うとともに、リスク情報を共有化し、社員の法令を含めたコンプライアンス遵守の徹底とリスク管理に対する意識の醸成を図る。

第4条（全社リスク管理推進体制）

本方針に基づく適切なリスク管理を実現することを目的としたリスク管理委員会を社長の下に設置する。



第5条（全社リスク管理体制の構築に当たる機関・組織の役割）

1. 取締役会

リスク管理委員会より定期的に報告を受け、当社グループ全体のリスク管理の監督を行う。

2. リスク管理委員会

当社グループにおける適切なリスク管理を実現するため、全社的なリスク管理方針、体制およびリスクの識別、評価、対策の決定等、重要事項の審議や実施状況のモニタリング等を行い、取締役会に報告する。

3. リスク管理委員会事務局

当社グループのリスク管理体制の強化を推進するため、必要に応じて、内部統制委員会等、その他の委員会やグループ会社のリスク管理委員会、リスク統括部門と連携し、グループ全体のリスク管理に関する情報を収集し、多種多様なリスクの識別、評価、対策の立案を行い、リスク管理委員会に報告する。

4. 内部監査部門

当社各部署、グループ会社の各部門から独立した立場でリスク統制活動の有効性について監査を行う。

第6条（委員会開催回数、メンバー、事務局）

- (1) リスク管理委員会は原則年2回開催し、必要に応じて臨時開催する。
- (2) 委員長は社長、または社長が指名する取締役とし、委員は、社長が指名する役員および従業員とする。
- (3) 委員会の下に実務者で構成される事務局を設置し、事務局が委員会の実質的な運営に携わる。

附則 本方針の制定および改訂等

本方針の決定および所要の加除訂正、修正を行う場合は、委員会の承認を得るものとする。

2022年8月19日制定